

災害時等における物資の供給協力に関する協定書

亀岡市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害時等における物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内で危機事象、地震、風水害その他の災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙と協力して、被災住民等を救援するための生活物資（以下「物資」という。）を迅速かつ円滑に調達し、及び供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（物資の供給要請）

第2条 甲は、災害時等において、物資の確保を図るため、必要であると認めるときは、乙に対して乙の保有する物資の供給を要請するものとする。

2 前項の規定により要請するときは、災害時等における物資供給要請書（別紙様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等により要請し、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（要請事項に基づく乙の措置）

第3条 乙は、要請を受けたときは、物資の優先供給等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち甲が必要と認めるものとする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定する物資供給拠点施設を基本とし、甲は、当該指定場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 原則として、物資供給拠点施設までの運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとし、避難所等への配送は、甲又は甲が協力を要請する運送事業者等が行うものとする。

（費用）

第6条 物資の取引価格は、災害等発生直前における適正な価格（運搬等に係る費用を含む。）を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲は、引き取った物資の代金を、取引後、速やかに支払うものとする。

(連絡先等確認)

第7条 物資の要請及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、乙は「災害時の供給協力に関する調査票」(別紙様式第2号)を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を保有ものとする。

平成21年11月26日

甲 京都府亀岡市安町野々神8番地
亀岡市長 **栗山 正隆**

(順不同) 乙 京都府亀岡市余部町宝久保1番地1
亀岡市商店街連盟
会 長 **川島 弘義**

京都府亀岡市追分町馬場通19番地2
亀岡商業協同組合
代表理事 **大道 秀男**

京都府亀岡市余部町天神又2番地
京都農業協同組合
代表理事理事長 **竹内 敏三**

京都府亀岡市追分町馬場通15番地1
合同会社 西友 亀岡店
店 長 **石川 達也**

滋賀県彦根市小泉町31番地
株式会社 平和堂
代表取締役 **夏原 平和**

大阪府中央区久太郎町3丁目1番30号
株式会社 マイカル
代表取締役社長 **松井 博史**

京都府亀岡市西豎町61番地1
株式会社 マツモト
代表取締役社長 **松本 隆文**

様式第 1 号

第 号
年 月 日

様

亀岡市長 栗 山 正 隆

物資供給要請書

災害時等における物資の供給協力に関する協定書に基づき、次の物資の供給を要請します。

品 名	規 格	数 量	引渡し場所	引渡し日時

別 表

協定の相手先に応じ、「主な物資の一覧」から必要物資を選定して記載します。

主 な 物 資 の 一 覧

〔食 料 品〕	水（ミネラルウォーター）、飲料（ジュース等）、米、パン、味噌、おにぎり、弁当、牛乳、粉ミルク、ベビーフード、インスタント食品、レトルト食品（主食）、缶詰（イージーオープン）、野菜、果物、ふりかけ、漬物、梅干、調味料など
〔医 薬 品〕	消毒薬、傷薬、かぜ薬、胃腸薬、頭痛薬、包帯、ガーゼ、綿花、絆創膏、生理用品、紙おむつ（幼児用、大人用）など
〔衣 類 ・ 寝 具〕	外衣、肌着、靴下、軍手、毛布、布団、ジャージ、防寒着など
〔日 用 品 等〕	洗剤、石けん、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、トイレットペーパー、濡れティッシュ、ラップ、ごみ袋、バケツ、マスク、ガムテープ、ポリタンク、ブルーシート、やかん、ラジオ、ロープ、スリッパ、雨具など
〔食 器 等〕	食器、はし、紙コップ、紙皿、ほ乳びん、なべなど
〔光 熱 材 料〕	簡易ライター、乾電池、懐中電灯、卓上ガスコンロ、カセットボンベ、マッチ、ろうそくなど
〔冷 暖 房 機 器 等〕	電気ストーブ、石油ストーブ、木炭、簡易コンロ、使い捨てカイロなど